

大 市 民 第 297 号  
令 和 6 年 8 月 8 日

大阪市ヘイトスピーチ審査会  
会 長 中井 洋恵 様

大阪市長 横山 英幸

ヘイトスピーチに係る拡散防止措置及び公表内容について（諮問）

令和6年6月27日付け大へ審答申第2号により貴審査会から答申のあった案件番号「令元一職1」の表現活動（以下「本件表現活動」という。）について、同答申に基づき大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定するヘイトスピーチに該当すると認定したので、本件表現活動に係る条例第5条第1項の規定による表現の内容の拡散を防止するためにとる措置及び公表の内容を別紙記載のとおりとすることについてご意見をいただきたく、条例第6条第3項本文の規定に基づき諮問します。

案件番号「令元一職1」について

1 表現の内容の拡散を防止するためにとる措置の内容

下記2(1)に記載の2つの表現活動のうち表現活動1については、下記2(3)に記載のとおり、平成29年12月18日に行われたものであり、既に表現活動が終了していることから、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

残りの表現活動2については、下記2(3)に記載のとおり、インターネット上で公開されている特定の動画が視聴できない状態になっており、表現の内容が拡散することはないため、特段の措置はとらない。

2 公表の内容

(1) ヘイトスピーチに該当する旨の認識

次の表現活動1及び2は、大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例(以下「条例」という。)第2条第1項に規定するヘイトスピーチ(以下単に「ヘイトスピーチ」という。)に該当する。

(表現活動1)

平成29年12月18日、大阪駅前で弁士Aを含む複数の弁士により行われた「おはよう！街宣」と称される街宣活動(以下「本件街宣活動」という。)のうち、弁士Aにより行われた街宣活動(以下「本件表現活動1」という。)

(表現活動2)

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」(<https://www.youtube.com/>)において、本件街宣活動の一部を記録した動画を投稿し、特定のURLで表示される当該動画サイト内のウェブページ(以下「本件ウェブページ」という。)に当該動画及びそのタイトル・説明文等を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為(以下「本件表現活動2」といい、本件表現活動1及び2を併せて「本件表現活動」という。)

(2) 本件表現活動に係る表現の内容の概要

(本件表現活動1)

- ・生活保護について、日本人が受給を申請しても支給されないが、在日韓国・朝鮮人であればすぐ支給されるとし、また、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険について、日本国民が払っているとした上で、在日韓国・朝鮮人の国民健康保険料は2,000円であり、在日韓国・朝鮮人はこれを払うのが嫌でごね倒して払わなくていいようにすると述べ、在日韓国・朝鮮人について、日本国民の税金に「むしゃぶりつき」、「あらゆる特権」を「享受して」おり、「特別扱い」してもらわれなければ、差別と言う「きちがい」であり、また、「頑張っている人に対して妬む」民族の国などと述べている。

- ・日本には差別用語はないとした直後、李氏朝鮮時代の階級制度や、「病身舞」を例示し、在日韓国・朝鮮人について、「あいつらほどね、差別主義者はないんですよ」、「差別大好きなんですよ、奴らは」と述べた上で、在日韓国・朝鮮人とは共生できず、日本から叩き出すという責任を持たないといけないなどと述べている。

(本件表現活動 2)

本件表現活動 1 の内容を大阪市内に拡散する行為

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

(3) 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動 1 は平成29年12月18日に行われたものであり、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

また、本件表現活動 2 は、既に本件ウェブページから視聴できない状態になっており、上記 2 (2) に記載の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

(4) 本件表現活動を行ったものの氏名又は名称

(本件表現活動 1)

荒巻 靖彦 (移民政策から国民を守る党)

(本件表現活動 2)

氏名又は名称は判明していないので、条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により公表しない。